

# 労災上積み補償制度

(労働災害総合保険、傷害総合保険、入院見舞金制度\*)

労働者の労災事故を補償します。 ※労災上積み補償制度は、損害保険ジャパンの労働災害総合保険と傷害総合保険および全国建設業労災互助会の入院見舞金制度を組み合わせた制度です。

## 特徴1

経営事項審査で**15点**

加点されます。(※)  
(※)加点ポイントは以下の①～③をみたます必要があります。

- ①業務上災害と通勤災害のいずれも対象
- ②下請負人をすべて対象
- ③死亡および後遺障害1～7級まで対象



## 特徴2

下請の政府労災保険特別加入者は基本契約で補償します。



## 特徴3

労災事故による5日以上入院に対し入院見舞金を給付します。

(労災互助会の入院見舞金制度)



## 特徴4

有期事業の使用者賠償責任を補償します。(P8オプション②)



### 労災上積み補償制度

掛金のモデル例 (I型 1口+使用者賠償Cプランに加入の場合)

互助会会員価格で安心です!

完成工事高	工事種類の割合	建築100%	土木100%	建築50% 土木50%
1億円		35,040円 (うち保険料30,960円)	79,320円 (うち保険料69,960円)	57,480円 (うち保険料50,640円)
3億円		85,560円 (うち保険料75,720円)	198,360円 (うち保険料175,080円)	156,840円 (うち保険料138,480円)
5億円		135,600円 (うち保険料120,000円)	316,920円 (うち保険料279,960円)	241,560円 (うち保険料213,360円)

### 補償の対象となる方、補償の対象となる被用者等の範囲 (基本契約)

#### (1) 補償の対象となる方 (被保険者)

ご加入者 (注) 政府労災保険に加入していることが必要です。

#### (2) 補償の対象となる被用者等の範囲

##### 有期事業

保険期間中に行われる「元請・下請すべての工事」で働く「すべての労働者」(下請労働者、アルバイト等を含みます。)が対象となります。

**A** ご加入者の従業員 (臨時雇従業員を含みます)

**B** ご加入者の下請業者の従業員

**C** ご加入者の政府労災保険特別加入者

※ (任意加入) 「政府労災保険特別加入者契約」への加入が必要です。

**D** ご加入者の下請業者の政府労災保険特別加入者

**E** ご加入者または下請業者の政府労災保険未加入者

※ (任意加入) 「政府労災保険未加入者契約」への加入 (記名式) が必要です。

##### 継続事業

継続事業 (事務職等その他各種事業) は、ご加入者のみが給付の対象となります。継続事業のみを補償する契約はできません。ただし、建設業諸団体等は継続事業のみを補償する契約もできます。

**F** ご加入者が直接雇用している従業員

※ (任意加入) 継続事業の掛金を加算していただく必要があります。

**G** ご加入者の政府労災保険特別加入者

※ (任意加入) 事業種類コードの掛金を加算していただく必要があります。

	有期事業		継続事業	
	C	P7	G	P7
加入者	社長・役員	政府労災保険に特別加入している	政府労災保険に特別加入している	政府労災保険特別加入者契約 (任意加入)
	E	政府労災保険に特別加入していない	政府労災保険に特別加入していない	政府労災保険未加入者契約 (任意加入)
下請業者	従業員	A	P6	F
			政府労災保険加入者契約 (基本契約)	P6 政府労災保険加入者契約 (基本契約) ※事業種類・平均被用者数でのお申し込みが必要です。
	社長・役員	D	P6	
		政府労災保険に特別加入している	政府労災保険加入者契約 (基本契約)	
	E	P7		
	政府労災保険に特別加入していない	政府労災保険未加入者契約 (任意加入)		
	従業員	B	P6	
		政府労災保険加入者契約 (基本契約)	政府労災保険加入者契約 (基本契約)	
	一人親方	D	P6	
		政府労災保険に特別加入している	政府労災保険加入者契約 (基本契約)	
	E	P7		
		政府労災保険に特別加入していない	政府労災保険未加入者契約 (任意加入)	

**H** ご加入者の政府労災保険未加入者

※ (任意加入) 職種級別の掛金を加算していただく必要があります。

# 政府労災保険加入者契約 — 基本契約 — (補償の内容)

この契約は、政府労災保険の給付対象となる業務災害または通勤災害に対し、政府労災保険の上積み補償として、給付金を事業主を通じて当該労働者またはご遺族にお支払いします。

※業務災害の認定および後遺障害の等級については政府労災保険の認定に従います。

※「災害付帯費用給付金」および「事故解決費用等支援給付金」は、事業主にお支払いします。

## 1 補償の対象となる工事

### (1) 年間包括契約

保険期間中に施工する全ての工事（元請、下請工事）

※共同施工方式（甲型JV）工事は、原則として除かれますので、工事ごとに別途「甲型JVスポット契約」にご加入ください。（甲型JV工事の前年実績がある場合は、ご希望により年間包括契約に含めて加入することもできます。）

※下請協力業者のグループでの一括加入（当該元請会社の工事に従事中の事故のみ補償対象）による契約もできます。（下請協力会方式）

### (2) 甲型JV工事スポット契約

共同企業体により施工する工事

※建設工事に付随しない単独の除雪・除草作業については年間売上高を建築事業に加算することでお支払いの対象とすることができます。

## 2 お支払いする給付金（1口あたり）※最高6口まで加入いただけます。

業務災害、通勤災害について補償します（同額の補償となります）。

給付の種類と被災者1名・1口あたりの給付額は以下のとおりです（除く③災害付帯費用給付金）。

死亡・障害給付金はI型（後遺障害7級まで）・II型（後遺障害14級まで）の2種類がありますのでご希望の型をお選びください。

法定外補償規定（被用者に対し政府労災保険等の給付のほか一定の災害補償を行うことを目的とする労働協約、就業規則、災害補償規定等をいいます。）を定めているかどうかお申し出ください。規定を定めている場合は、法定外補償条項については、規定に定める補償額の範囲内で保険金額を設定してください。規定の補償額を超える保険金額を設定した場合でも、規定の補償額までしか保険金をお支払いできません。

### ①死亡・障害給付金（1口あたり）

		I型	II型
死亡	死亡	800万円	800万円
	1級	1200万円	1200万円
後遺障害	2級	1200万円	1200万円
	3級	1200万円	1200万円
	4級	700万円	700万円
	5級	600万円	600万円
	6級	500万円	500万円
	7級	400万円	400万円
	8級		300万円
	9級		200万円
	10級		100万円
	11級		80万円
	12級		60万円
	13級		40万円
	14級		20万円



※損保ジャパンの労働災害総合保険です。

### ②入院見舞金（加入口数に関係なく下表の給付額のお支払いとなります。）

入院日数	給付額
5日以上20日未満	5万円
20日以上	10万円

※全国建設業労災互助会の入院見舞金制度です。

### ③災害付帯費用給付金

#### 1) 死亡災害付帯費用給付金

	加入口数	給付金額
死亡	1～2口	100万円
	3～4口	150万円
	5～6口	200万円

※損保ジャパンの労働災害総合保険です。

業務災害等が発生した場合、事業主が通常負担する費用（葬祭費、花代など）として事業主へ被災者1名につき、加入口数に応じて上記金額をお支払いします。

## 2) 障害災害付帯費用給付金

	加入口数	給付金額
後遺障害 1～7級	1～2口	20万円
	3～4口	35万円
	5～6口	50万円
後遺障害 8～14級	1～2口	10万円
	3～4口	20万円
	5～6口	30万円

※損保ジャパンの労働災害総合保険です。

業務災害等が発生した場合、事業主が通常負担する費用（お見舞金、再発防止対策費など）として事業主へ被災者1名につき、加入口数に応じて上記金額をお支払いします。

※I型に加入の場合、死亡および後遺障害1～7級までが給付の対象となります。

### ④ 事故解決費用等支援給付金（使用者賠償責任）

※損保ジャパンの労働災害総合保険です。

1名1災害につき（1口あたり）	100万円	最大600万円（6口）
-----------------	-------	-------------

業務災害に伴う被災者やご遺族の方との損害賠償責任の解決のために支出する示談交渉、和解、訴訟の弁護士費用等、および賠償金について補償します。なお、本給付金は、基本契約の口数に応じた金額が限度となります。

※給付金の支払は、実費支給となります。

※賠償金の給付は、政府労災の認定が必要となります。

※さらに補償の充実を希望される方は、P8オプション②の「使用者賠償責任」をご検討ください。

労災互助会または損保ジャパンの承認を得ずに示談金や賠償金をお支払いになった場合には、その一部または全額について給付金をお支払いできない場合があります。

## 3 掛金の算出方法

### 有期事業

直近の会計年度における事業種別完成工事高(税込み)\*により算出します。掛金は別途お見積もりさせていただきます。

※完成工事高(税込み)は、P21の「建設業許可28業種に対応する補償制度早見表」のとおり建築・その他の建設事業に振り分けます。

(注) 建設工事に付随しない単独の除雪・除草作業に伴う政府労災保険の給付対象となる業務災害または通勤災害を補償する場合には、直近の会計年度における除雪・除草作業の年間売上高を建築事業の完成工事高に加算してください。

### 継続事業

政府労災の事業種類コードと平均被用者数により算出します。

## 【任意加入】政府労災保険特別加入者契約（補償の内容）

※政府労災保険特別加入者契約のみの加入はできません。

（貴社の政府労災保険第1種特別加入者が補償の対象となります）

貴社の政府労災保険特別加入者が全員補償となりますので、事業種類ごとの人数を加入申込書に記載のうえご加入ください。給付の種類と金額はP6の基本契約からP7（2）④の事故解決費用等支援給付金を除いたものとなります。1口あたりの掛金は事業種類ごとの人数（貴社の政府労災保険第1種特別加入者全員）により算出します。

※政府労災保険に特別加入していない事業主、役員等は、補償の対象となりません。

※海外派遣者（第3種特別加入者）を補償する場合には、フリープランにてお申し込みください。

※死亡・障害給付金および災害付帯費用給付金は、損保ジャパンの労働災害総合保険です。入院見舞金は全国建設業労災互助会の入院見舞金制度です。

## 【任意加入】政府労災保険未加入者契約（補償の内容）

※政府労災保険未加入者契約のみの加入はできません。

※政府労災保険に加入していない方が補償の対象となります（就業中のみ補償）

中小事業主、一人親方等の政府労災保険未加入者は記名式となりますので氏名、従事なさる作業、生年月日を加入申込書に記入してご加入ください。

給付の種類と、被災者1名・1口あたりの金額は下表のとおりです。（入院見舞金は加入口数に関係なく下表の給付額のお支払いとなります。）

※死亡給付金および後遺障害給付金は、損保ジャパンの傷害総合保険です。入院見舞金は、全国建設業労災互助会の入院見舞金制度です。

給付の種類		給付金額 / 1口（6口限度）
死亡給付金	事故日から180日以内に死亡した場合	800万円
後遺障害給付金	事故日から180日以内に後遺障害が生じた場合 後遺障害の程度に応じて給付されます。	32万円～800万円
入院見舞金	入院日数 5日以上 20日未満	5万円
	// 20日以上	10万円

1口あたりの掛金は職種級別と人数により算出します。

※P6（2）③の「災害付帯費用給付金」、P7（2）④の「事故解決費用等支援給付金」はお支払いの対象とはなりません。



# ＋オプション（補償の内容）

## オプション ①

### 【任意加入】休業補償特約

#### ご希望により労災事故による休業損害も補償します！

政府労災保険の給付対象となる業務災害または通勤災害による休業損害を特約への加入により補償します。

(1) 補償対象となる方（被保険者）

基本契約で補償の対象とした方

(2) 給付金額

以下の3つのプランからお選びいただけます。

休業給付金 (1日あたり)	Aプラン	Bプラン	Cプラン
	5,000円	3,000円	2,000円

給付対象者	給付内容		
	免責日数	支払対象期間	給付限度日数
①ご加入者の従業員（臨時雇従業員を含みます）	3日	3年	1092日
②ご加入者の下請業者の従業員			
③ご加入者の政府労災保険特別加入者			
④ご加入者の下請業者の政府労災保険特別加入者		2年	730日
⑤継続事業（ご加入者のみ）			
⑥政府労災保険未加入者			

※①～⑤は損保ジャパンの労働災害総合保険、⑥は損保ジャパンの傷害総合保険です。

※休業期間の認定は、政府労災保険の認定に従います。

ただし、政府労災保険未加入者に係る認定は、損害保険ジャパンおよび労災互助会にて行います（損保ジャパンの傷害総合保険で補償します）。

(3) 掛金の算出方法

- ・上記「給付対象者」の①②④の掛金は、基本契約と同様に直近の会計年度における事業種類別完成工事高（税込み）により算出します。
- ・上記「給付対象者」の③⑤⑥は1名あたりの掛金により算出します。

※「休業補償特約」は保険期間中途での付帯ができます。

## オプション ②

### 【任意加入】使用者賠償責任

#### 貴社が負担する損害賠償金および解決のための訴訟費用等をお支払いします！

(1) 補償対象となる方（被保険者）

P5「補償の対象となる方、補償の対象となる被用者等の範囲（基本契約）」(2)の **A B D** (有期事業)

(2) 給付金額

以下の3つのプランからお選びいただけます。

1名1災害あたり	Aプラン	Bプラン	Cプラン
	1億円	5,000万円	3,000万円

※政府労災保険等からの保険給付を超える額の損害賠償金および訴訟費用等を上記給付金額を限度として貴社にお支払いします。

※賠償金の給付は、政府労災の認定が必要となります。

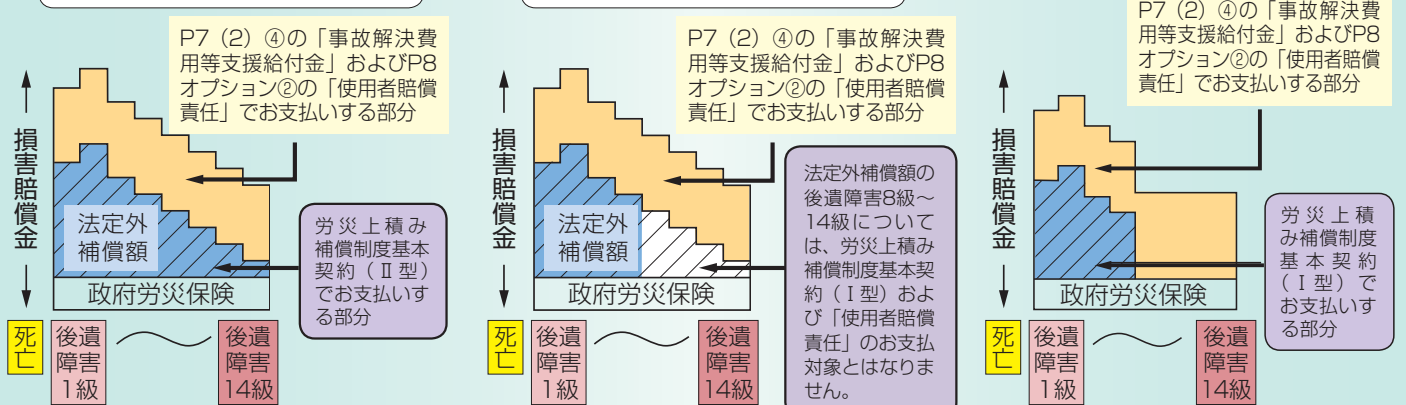
※損保ジャパンの労働災害総合保険です。

業務災害に伴う被災者やご遺族の方との損害賠償金および損害賠償責任の解決のために支出する示談交渉、和解、訴訟の弁護士費用等についてP7(2)④の事故解決費用等支援給付金の上乗せ分として補償します。

**<ケース1>** 法定外補償規定を定めており、法定外補償規定（死亡、後遺1級～14級）の全部を労災上積み補償制度基本契約（Ⅱ型）で補償している場合。

**<ケース2>** 法定外補償規定を定めており、法定外補償規定（死亡、後遺1級～14級）の一部（死亡、後遺1級～7級）を労災上積み補償制度基本契約（Ⅰ型）で補償している場合。

**<ケース3>** 法定外補償規定を定めておらず、労災上積み補償制度基本契約（死亡、後遺1級～7級）（Ⅰ型）に加入している場合。



(3) 掛金の算出方法

・基本契約と同様に直近の会計年度における事業種類別完成工事高（税込み）により算出します。

※「使用者賠償責任」は保険期間中途での付帯ができません。

# 労働災害総合保険（法定外補償条項・使用者賠償責任条項）の補償の内容

## 保険金をお支払いする主な場合

### （法定外補償条項）

◇被保険者（注1）の被用者（注2）が業務上災害（注3）によって身体障害（死亡、後遺障害、負傷、疾病）を被った場合に、政府労災保険等（注4）の上乗せとして、被保険者が被災した被用者またはその遺族に補償金を支払うことによる被る損害について、被保険者に保険金（死亡補償保険金、後遺障害補償保険金、休業補償保険金）をお支払いします。

（注1）被保険者とは、事業主（企業）をいいます。

（注2）被用者とは、事業場において被保険者に使用され、賃金を支払われる者（正規従業員、アルバイト、パートタイマー等）のうち保険証券に記載された者をいいます。役員、個人事業主、海外駐在員、下請業者の従業員等の事故については、特約条項を付帯することにより保険の対象にできる場合があります。

（注3）通勤途上（出勤および退勤）の災害については、「通勤災害担保特約条項」を付帯することで保険金お支払いの対象となります。この保険は「通勤災害担保特約条項」を付帯してあります。

（注4）被保険者の事業について、政府の管掌する労働者災害補償保険等（以下「政府労災保険等」といいます。）の保険関係が成立していることが必要です。

◇この保険は、政府労災保険等の保険給付が決定されることが、保険金お支払いの要件となります。また、業務上災害の認定、後遺障害の等級および休業の期間などについては、政府労災保険などの認定に従います。

### 【付帯特約条項】

- ・通勤災害担保特約条項 通勤途上（出勤および退勤）における災害についても補償する特約です。通勤途上の認定については政府労災保険等の認定に従います。
- ・災害付帯費用担保特約条項（全国建設業労災互助会用） 被用者の死亡、後遺障害1～7級または1～14級に該当する労働災害が発生し、法定外補償条項の保険金をお支払いする場合、被保険者が負担する費用（葬祭費、花代等）を補償する特約です。

### （使用者賠償責任条項）

被保険者の被用者が業務上災害によって被った身体障害（死亡、後遺障害、負傷、疾病）が、事業主（企業）の責任で発生した場合に、その被災した被用者またはその遺族からの損害賠償請求により事業主（企業）が負担する法律上の損害賠償責任に基づく損害賠償を、保険金としててん補限度額の範囲内でお支払いします。（訴訟費用についてもお支払いします。）保険金は、損害賠償金が次の金額の合計額を越える場合に、その超過額についてのみ（自己負担額の設定がある場合は、超過額から自己負担額を差し引いた額についてのみ）、てん補限度額を限度としてお支払いします。

・政府労災保険等から支払われるべき金額 ・自動車損害賠償保障法に基づく責任保険等から支払われるべき金額

・（法定外補償規定を定めている場合）法定外補償規定に基づいて支払われるべき金額

・（法定外補償規定を定めていない場合）法定外補償条項で支払われるべき金額

※被用者とは、被保険者（事業主）に使用され、賃金を支払われる者（従業員）のうち保険証券に記載された者をいいます。

・特約条項の詳細につきましては、取扱代理店にご照会ください。

※いずれの条項も、被保険者（事業主）の事業について、政府の管掌する労働者災害補償保険等（以下「政府労災保険等」といいます。）の保険関係が成立していることが必要です。 ※訴訟や調停となった場合に、それに要する費用や弁護士報酬等については、賠償保険金との合算額を、てん補限度額を限度としてお支払いします。（必ず事前に損保ジャパンまでご連絡ください。）

・この保険は、政府労災保険等の保険給付が決定されることが、保険金お支払いの要件になります。<sup>(2)</sup>

・また、業務上災害の認定、後遺障害の等級および休業の期間等については、政府労災保険等の認定に従います。

（注）費用保険金（争訟費用や弁護士報酬など）のお支払いについては、政府労災保険等の給付を絶対要件とはしていませんが、明らかに業務上災害に該当しない場合などはお支払い対象とはなりません。事前に損保ジャパンまでご連絡ください。

※使用者賠償責任条項の保険金請求権に質権を設定することはできません。被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店までお問い合わせください。

## 保険金をお支払いできない主な場合

- ①契約者もしくは被保険者またはこれらの事業場の責任者の故意による被用者の身体障害
  - ②地震、噴火またはこれらによる津波による被用者の身体障害
  - ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動による被用者の身体障害
  - ④核燃料物質の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用による被用者の身体障害
  - ⑤風土病による被用者の身体障害
  - ⑥職業性疾病による被用者の身体障害（職業性疾病担保特約を付帯しない場合）
  - ⑦石棉（アスベスト）または石棉を含む製品の発がん性その他の有害な特性に起因する被用者の身体障害
  - ⑧賃金を受けない日の第3日目までの休業に対する休業補償保険金および損害賠償金
  - ⑨被用者の無資格運転または酒酔運転によるその被用者本人の身体障害
- など

## 傷害総合保険（政府労災未加入者契約）の補償の内容（就業中のみ補償）

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によりケガ（※）をされた場合等に、保険金をお支払いします。（※）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。（注）保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

### 「急激かつ偶然な外来の事故」について

■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

（注）靴ずれ、車酔い、日射病、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害（国内外補償）	<b>死亡保険金</b> 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、既に後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 $\text{死亡保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額の全額}$	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心身喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為（※1）を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 ⑨頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見（※2）のないもの ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故 など ※1「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 ※2「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。
	<b>後遺障害保険金</b> 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 $\text{後遺障害保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額} \times \text{後遺障害の程度に応じた割合（4\%～100\%）}$	
	<b>休業補償</b> 事故によりケガをされ、そのケガのため事故の発生の日からその日を含めて180日以内に就業不能（注）となった場合に、就業不能期間1日に対して、対象期間（730日）を限度として休業保険金日額2,000円、3,000円、5,000円（支払対象外期間3日）を支払います。ただし、平均所得日額（直前の年収から就業不能となることにより支出を免れる金額を控除したかくを365で除いた額を言います。）を超えては保険金を支払うことは出来ません。（注）被保険者がケガをした時に就いていた業務または職務を果たす能力をまったく失っていると認められる状態をいいます。ただし、次のいずれかに該当する場合は、就業不能とはいいません。 ①ケガをしたときに就いていた業務または業務の一部に従事した場合 ②その教育、訓練または経験により習得した能力に相応する①と異なる業務または職務に従事した場合 ③就業不能の原因となった傷害が治癒したと医師の診断に基づき損保ジャパンが認定した日以降 ④死亡した日以降	